

各小学校長 様

子育て支援課長 山根 由美子  
(公印省略)

## 緊急事態宣言期間中における対応について(依頼)

日頃より、学校開放事業・ひろば事業にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

1月7日に発令された緊急事態宣言を受け、区立小学校の学校設備利用(目的外利用)・学校開放事業・ひろば事業について、下記のとおりの対応といたします。

緊急の対応となりご迷惑をおかけしますが、ご理解ご協力を賜りますよう、お願いいたします。

### 1. 学校設備利用(目的外利用)の休止

休止期間: 1月12日(火)から2月7日(日)まで

上記期間は、全ての学校設備利用(目的外利用)を休止します。

1月12日までの数日間については、可能な範囲で自粛を依頼してください。

恐れいりますが、関係団体への周知・要請をお願いいたします(休止期間中で既に使用料が支払われている場合は、日程の振り替え等を行います)。

### 2. 学校応援団およびねりっこクラブの実施する事業の休止

1月12日(火)から2月7日(日)の間、以下の事業について休止いたします。

- (1) 学校開放 団体開放事業(校庭・体育館・教室)
- (2) 学校開放 個人開放事業  
(校庭・体育館・図書室(当該校の児童のみを利用対象とした図書室利用も含む))
- (3) ひろば事業
- (4) その他 学校施設内において当該校の児童以外が参加するイベント

校庭開放は実施ませんが、学校応援団およびねりっこクラブ事業者と調整の上、利用者を当該校の児童に限定した校庭利用を実施予定です(詳細は裏面)。

### 3. 校庭利用（居場所の確保）の実施

学校応援団およびねりっこクラブ事業者による、当該校の児童を対象とした遊び場確保のための校庭利用について、以下のとおり実施予定です。

#### 【緊急事態宣言期間中の校庭利用】

1 対象者：当該校の児童（保護者・幼児・中学生等の利用はできません）

#### 2 実施期間

期間：令和3年1月12日（火）～2月7日（日）

平日および土曜・日曜・祝日

学校と協議の上、可能な範囲で実施します。

学校によって実施日時等は調整していただいて構いません。

#### 3 実施にあたっての留意事項：

利用対象者の制限（曜日によって利用できる学年を分ける）等は学校と協議の上、実施します。

一度下校してからの利用の受け入れとなります（ひろば室には入れません）。引き続き利用受付簿を作成し、実施します。

最後になりますが、保護者への事業の休止等の連絡については、保護者一斉メールの送信等にご協力いただきますようお願いいたします。

誠に恐縮ですが、何卒ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

#### 【担当】（学校応援団・学校開放に関すること）

練馬区教育委員会事務局 こども家庭部

子育て支援課 学校応援団・開放係

電話 03 - 5984 - 1057

メール [KOSODATE12@city.nerima.tokyo.jp](mailto:KOSODATE12@city.nerima.tokyo.jp)

#### （ねりっこクラブに関すること）

子育て支援課 放課後児童対策係

電話 03 - 5984 - 1519

メール [KOSODATE13@city.nerima.tokyo.jp](mailto:KOSODATE13@city.nerima.tokyo.jp)